

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定に基づき、盛岡広域都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の案及び盛岡広域都市計画区域区分の案を作成することについて、次のとおり公聴会を開催する。

平成21年6月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 公聴会の日時及び場所

- (1) 日時 平成21年8月6日(木)午後2時から
- (2) 場所 岩手県盛岡地区合同庁舎8階大会議室

2 都市計画の案の概要

(1) 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

ア 都市計画の目標

本区域の現状及び課題を踏まえ、本区域の基本方針を次のとおり設定する。

- (ア) 自然環境の保全と活用及び景観の保全と創出
- (イ) だれもが安心・快適に暮らすための都市環境の形成
- (ウ) 地域産業の活性化と新しい産業の創出
- (エ) 都市機能の高度集積による拠点機能の強化と広域交通ネットワークの形成
- (オ) 地域の人々がみずから創る個性あふれるまちづくりの推進
- (カ) 環境に配慮した持続可能な都市の形成

イ 区域区分の決定の有無及び区域区分の方針

本区域に区域区分を定めるとともに、目標年次（平成32年）における人口を次のとおり想定する。

都市計画区域内人口	約365,000人
市街化区域内人口	約304,000人

ウ 主要な都市計画の決定の方針

土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針及び自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針を定める。

(2) 区域区分

ア 変更箇所 別図のとおり。

イ 変更面積

市町村名	市街化調整区域から市街化区域へ変更する区域	市街化区域への変更を保留する区域	市街化区域から市街化調整区域へ変更する区域
盛岡市	約0.7ヘクタール	—	約3.4ヘクタール
矢巾町	約19.7ヘクタール	約16.4ヘクタール	—
滝沢村	約7.9ヘクタール	—	—

3 公述申出書の提出期限 平成21年7月30日(木)

備考 「別図」は、省略し、岩手県県土整備部都市計画課及び盛岡地方振興局土木部並びに盛岡市役所、矢巾町役場及び滝沢村役場に備えておいて平成21年7月2日から同月30日まで縦覧に供する。